

珠洲市監査公表第4号

地方自治法第199条第5項の規定により、随時監査を実施したので、同条第9項の規定により、その監査結果を公表する。

令和7年3月31日

珠洲市監査委員 田 畠 邦 章
珠洲市監査委員 向 山 忠 秀

1 監査の対象

令和7年1月31日現在における会計管理課が所管する歳計現金、歳入歳出外現金、基金及び有価証券等についての現在高の確認と保管状況。

2 監査の実施

- (1) 書類等審査 令和7年3月12日（水）から3月25日（火）まで
- (2) 実地監査 令和7年3月26日（水）

3 監査の場所

珠洲市役所4階 監査委員室及び2階 会計管理課

4 監査を執行した委員

田 畠 邦 章
向 山 忠 秀

5 監査の手続

事前に、監査対象についての書類及び資料等の提出を求め、計数等の審査を行った。

監査当日は、帳簿等証拠書類を照合した。

6 監査の結果

歳計現金、歳入歳出外現金並びに、基金及び有価証券等の現在高とその保管状況については、いずれも関係諸帳簿等の金額、件数とも一致しており、種別ごとの整理保管は適正であると認められた。

また、資金管理については、各会計間の過不足の調整を図るための資金運用など資金計画に基づき効率的で適切な資金管理がなされており、基金と共に確実有利に運用されていると認められた。